

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官			
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	10 放射性物質による環境の汚染への対処						
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。			目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画		政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数 ※対外的公表(6月下旬～7月上旬頃)までは【P】	1市町村	27年度	10市町村	29年度	-	-	-	1市町村	7市町村	10市町村	-	・対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)に基づく、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)の処理のスケジュールを踏まえ、目標値を設定。【P】
					-	-	-	1市町村	/	/	/	
2 <対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	0か所	23年度	38か所	28年度	-	-	36か所	36か所	38か所	-	-	・仮置場の確保及び仮設処理施設の整備により、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理が進んでいるため、設置された市町村数を目標値や実績値として設定。
					6か所	16か所	30か所	36か所	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	91,367 (23,610)	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021	1・2	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。					復219	
施策の予算額・執行額	91,367 (23,610)	145,913 (40,071)	149,867 (88,438)	214,021	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-④)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(放射性物質汚染対策担当参事官) 西村治彦(中間貯蔵施設担当参事官)
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。			目標設定の考え方・根拠	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、各市町村毎の特別地域内除染実施計画、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、特別地域内除染実施計画等				
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目標	長期的な目標	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原子力安全委員会)、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等				
3	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、輸送実施計画等				
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				関連する指標	達成手段の概要等	平成28年行政事業レビュー事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度				
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	475,427 (462,240)	393,726 (382,929)	539,286 (531,239)	522,393	1,2	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域における国による除染、汚染状況重点調査地域における地方公共団体による除染の支援等を行う。	-
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	2,618 (2,237)	212,511 (156,379)	121,581 (17,003)	134,616	3	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	-
施策の予算額・執行額	478,045 (464,477)	606,237 (539,308)	660,867 (548,242)	657,009	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2016 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(2016年3月閣議決定)		

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-1)

別紙1

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策				担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処							
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				目標設定の考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	平成30年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	15	24年度	20	-	10	20	20	20	20	-	-	福島復興再生基本方針等で、放射線の人体への影響等に関する調査の重要性について指摘されている。被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究成果(福島県内外での疾病罹患動向の把握、放射線被ばくの線量評価、被災者の健康管理に資する放射線の健康影響の解明、被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査等)を得る必要がある。必要とされる研究課題を精査し、所用の研究成果を得ることで、政策に必要な知見を得てきたところ。	
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	92%	26年度	80%	-	-	-	80%	80%	80%	-	-	統一的な基礎資料の情報を更新し、公開及び配布するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者、地元自治体関係者等への研修や福島県及び福島近隣県で住民向けセミナー等を、対象のニーズに応じた内容と講師で行う必要がある。	
3 専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	11	26年度	72	-	-	-	-	72	-	-	-	相談員が、住民に寄り添いながら、住民が抱える放射線や健康不安等に関する関心・要望等に適切に対応するためには、個々のニーズに応じた科学的・技術的な面からの支援(専門家の派遣)が必要である。目標値としては、12市町村のニーズに適切に対応するため、個々の事業や研修への専門家派遣を定期的に行うことを考慮して設定。	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
4 福島県「県民健康調査」の進捗	-	24年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	-	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号		
	25年度	26年度	27年度	28年度									
(1) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	1,050 (942)	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151	1,2,3,4	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。					298		
施策の予算額・執行額(百万円)	1,050 (942)	2,309 (1,331)	2,256 (1,425)	2,151	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)								